

資 料

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 2 年 6 月 会 議
議 案 説 明 資 料

洞爺湖町税条例新旧対照表（第１条関係）

改 正 案	現 行
附 則 (読替規定) 第１０条 法附則第１５条から第１５条の３の２まで、<u>第６１条又は第６２条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第６１条第８項中「又は第３４９条の３の４から第３４９条の５まで」とあるのは、「若しくは第３４９条の３の４から第３４９条の５まで又は法附則第１５条から第１５条の３の２まで、<u>第６１条若しくは第６２条</u>」とする。 (法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合) 第１０条の２ 略 ２～２３ 略 ２４ 法附則第１５条第４７項に規定する条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）第３８条第２項に規定する同意導入促進基本計画をいう。<u>第２７項において同じ。</u>）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第１５条第４７項に規定する機械装置等にあつては、零））とする。 ２５及び２６ 略 <u>２７ 法附則第６２条に規定する条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、零）とする。</u>	附 則 (読替規定) 第１０条 法附則第１５条から第１５条の３の２まで_____の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第６１条第８項中「又は第３４９条の３の４から第３４９条の５まで」とあるのは、「若しくは第３４９条の３の４から第３４９条の５まで又は法附則第１５条から第１５条の３の２まで_____」とする。 (法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合) 第１０条の２ 略 ２～２３ 略 ２４ 法附則第１５条第４７項に規定する条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成３０年法律第２５号）第３８条第２項に規定する同意導入促進基本計画をいう_____。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第１５条第４７項に規定する機械装置等にあつては、零））とする。 ２５及び２６ 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (個人の町民税の税率の特例等) 第23条 略 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等)</u> <u>第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</u> <u>2 第10条第1項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第4号に規定する条例で定める債権について、第10条第2項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の3第1項第7号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。</u>	(軽自動車税の環境性能割の非課税) 第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。 (個人の町民税の税率の特例等) 第23条 略
---	--

洞爺湖町税条例新旧対照表（第２条関係）

改 正 案	現 行
附 則 (読替規定) 第１０条 法附則第１５条から第１５条の３の２まで、<u>第６３条又は第６４条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第６１条第８項中「又は第３４９条の３の４から第３４９条の５まで」とあるのは、「若しくは第３４９条の３の４から第３４９条の５まで又は法附則第１５条から第１５条の３の２まで、<u>第６３条若しくは第６４条</u>」とする。 (法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合) 第１０条の２ 略 ２～２６ 略 ２７ 法附則第<u>６４条</u>に規定する条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、零）とする。 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等) 第２４条 略 <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例)</u> 第２５条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第２５号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」とい</u>	附 則 (読替規定) 第１０条 法附則第１５条から第１５条の３の２まで、<u>第６１条又は第６２条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第６１条第８項中「又は第３４９条の３の４から第３４９条の５まで」とあるのは、「若しくは第３４９条の３の４から第３４９条の５まで又は法附則第１５条から第１５条の３の２まで、<u>第６１条若しくは第６２条</u>」とする。 (法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合) 第１０条の２ 略 ２～２６ 略 ２７ 法附則第<u>６２条</u>に規定する条例で定める割合は零（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、零）とする。 (新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続き等) 第２４条 略

う。) 第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するもの
の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の
入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は
一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該
納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項
に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第
3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定
を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特
例)

第26条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイ
ルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附
則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15
年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則 1～23 略 <u>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例)</u> <u>24 新型コロナウイルス感染症の影響により第25条の2第1項の規定の適用を受けようとする者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険税の全部又は一部について減免する。</u>	附 則 1～23 略

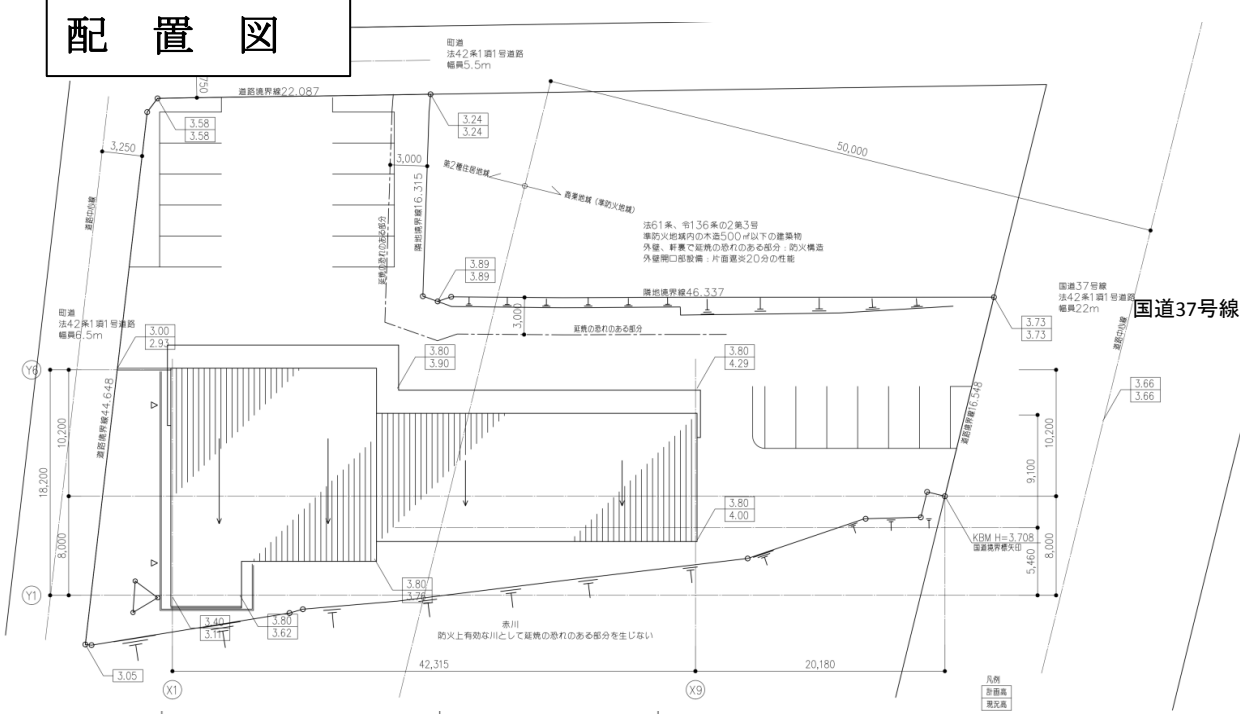
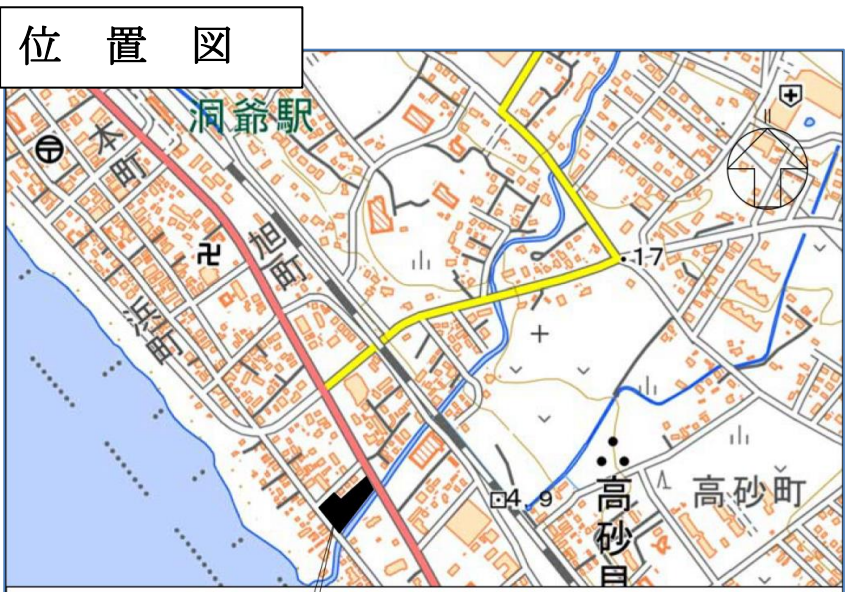
洞爺湖町介護保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
附 則 1～12 略 <u>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</u> <u>13 新型コロナウイルス感染症の影響により第12条の規定の適用を受けようとする者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。</u>	附 則 1～12 略

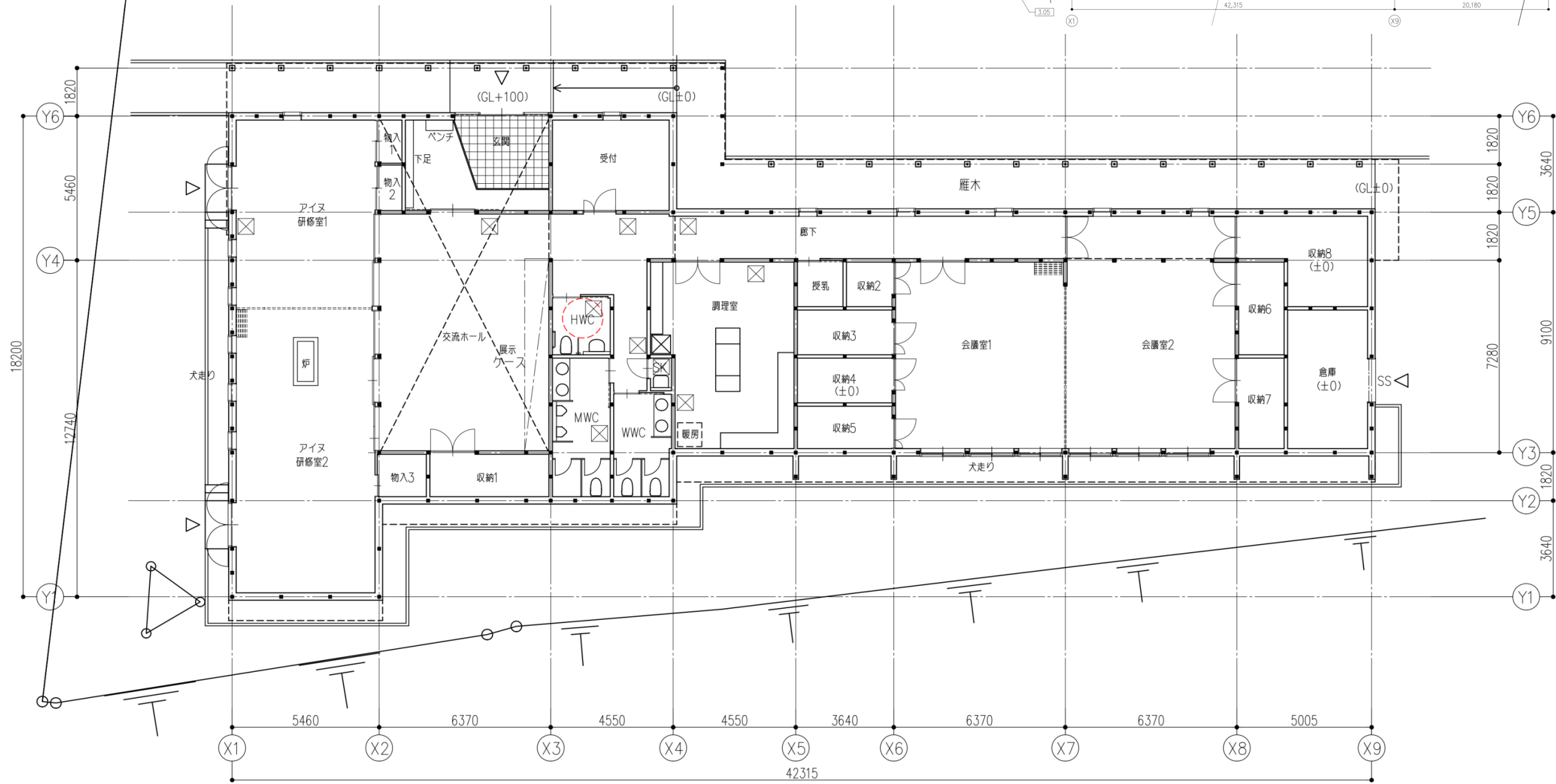
アイヌ民族共生拠点施設新築工事（建築工事）

建物の概要

所在地番	虻田郡洞爺湖町本町1番地
構造	木造平屋建て
延床面積	494.38㎡
建築面積	530.42㎡

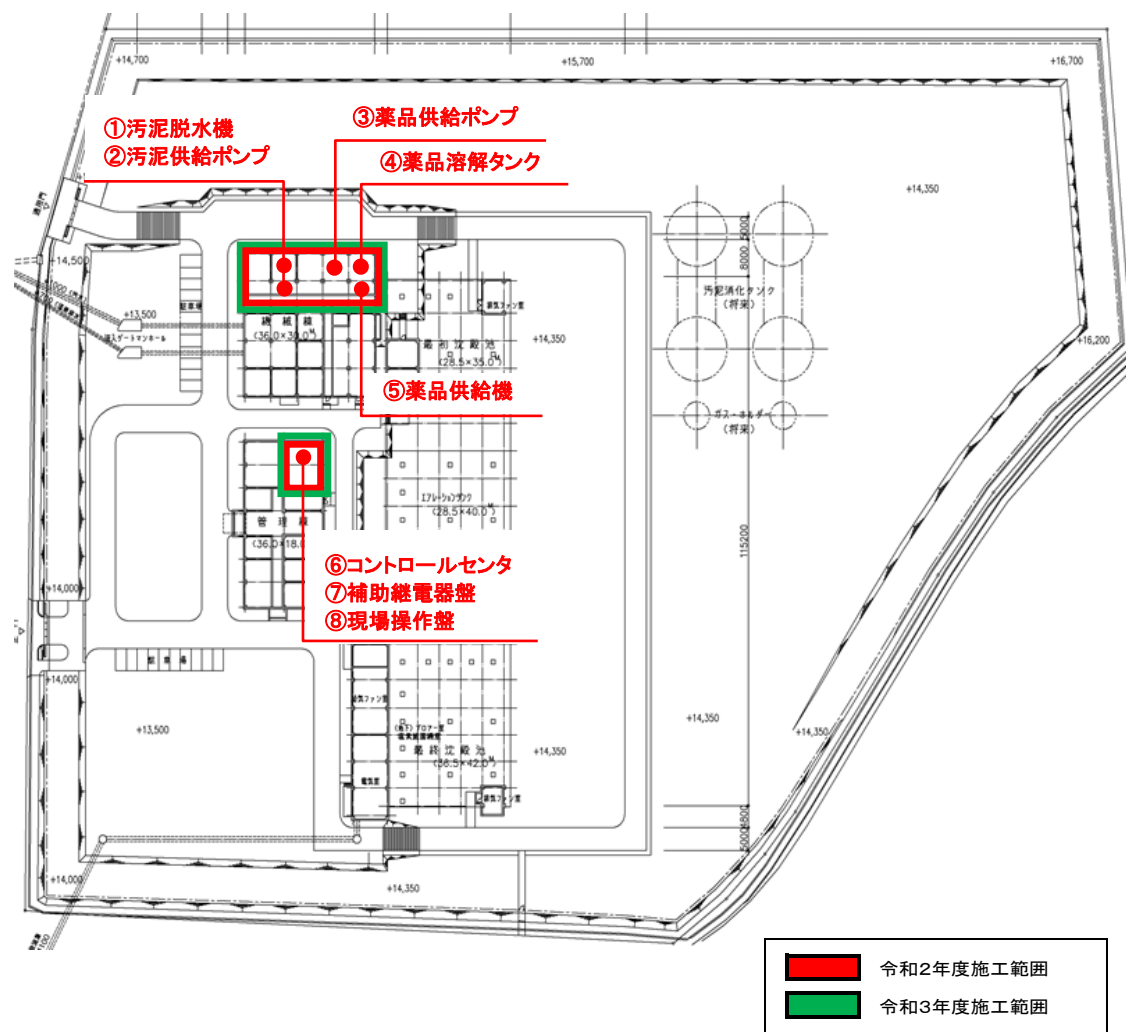


平面図



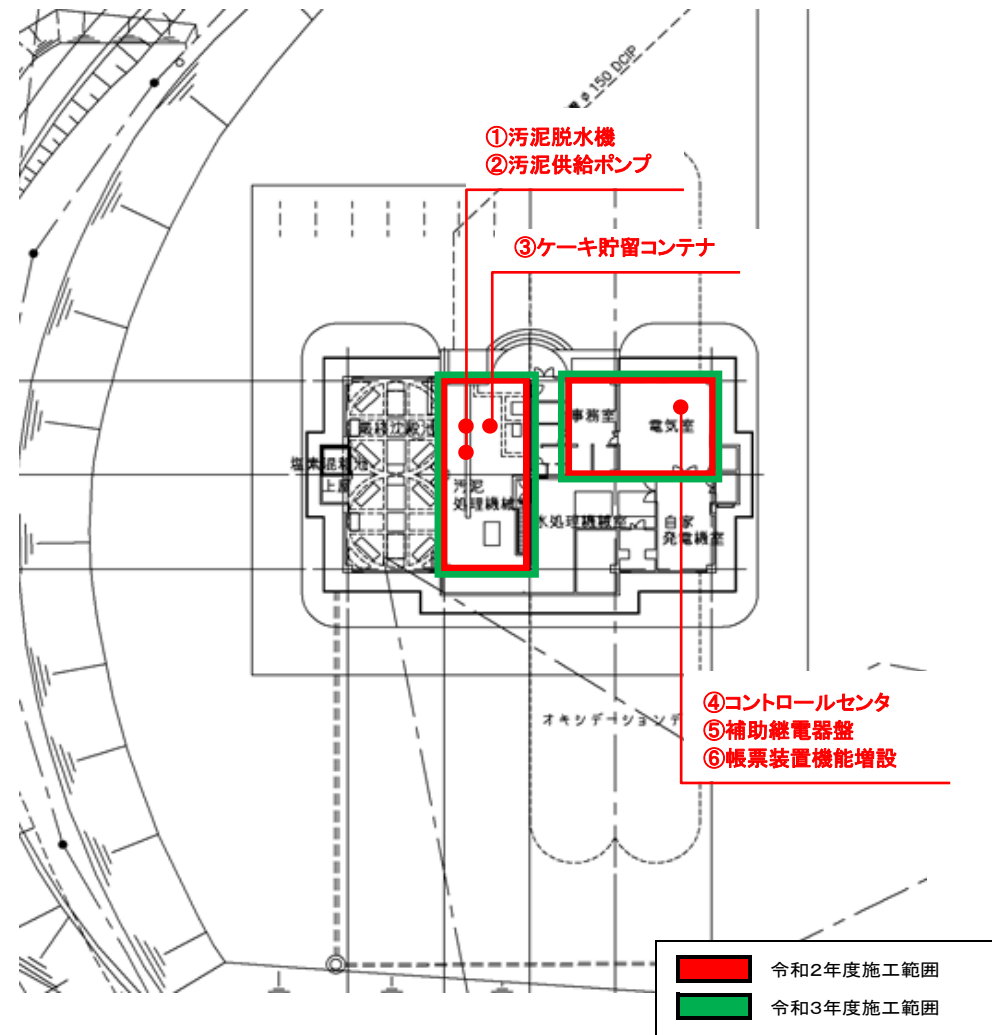
虻田下水終末処理場 工事概要

虻田下水終末処理場 (令和2～3年度工事概要)	令和2年度	令和3年度
【機械電気設備】 汚泥処理設備 ①汚泥脱水機 ②汚泥供給ポンプ ③薬品供給ポンプ ④薬品溶解タンク ⑤薬品供給機 運転操作設備 ⑥コントロールセンタ ⑦補助継電器盤 監視制御設備 ⑧現場操作盤	機器設計 機器製作 機器製作 機器製作 機器製作 機器設計 機器製作 機器製作	製作・据付・試験調整 製作・据付・試験調整 製作・据付・試験調整 製作・据付・試験調整 製作・据付・試験調整 製作・据付・試験調整 製作・据付・試験調整 製作・据付・試験調整



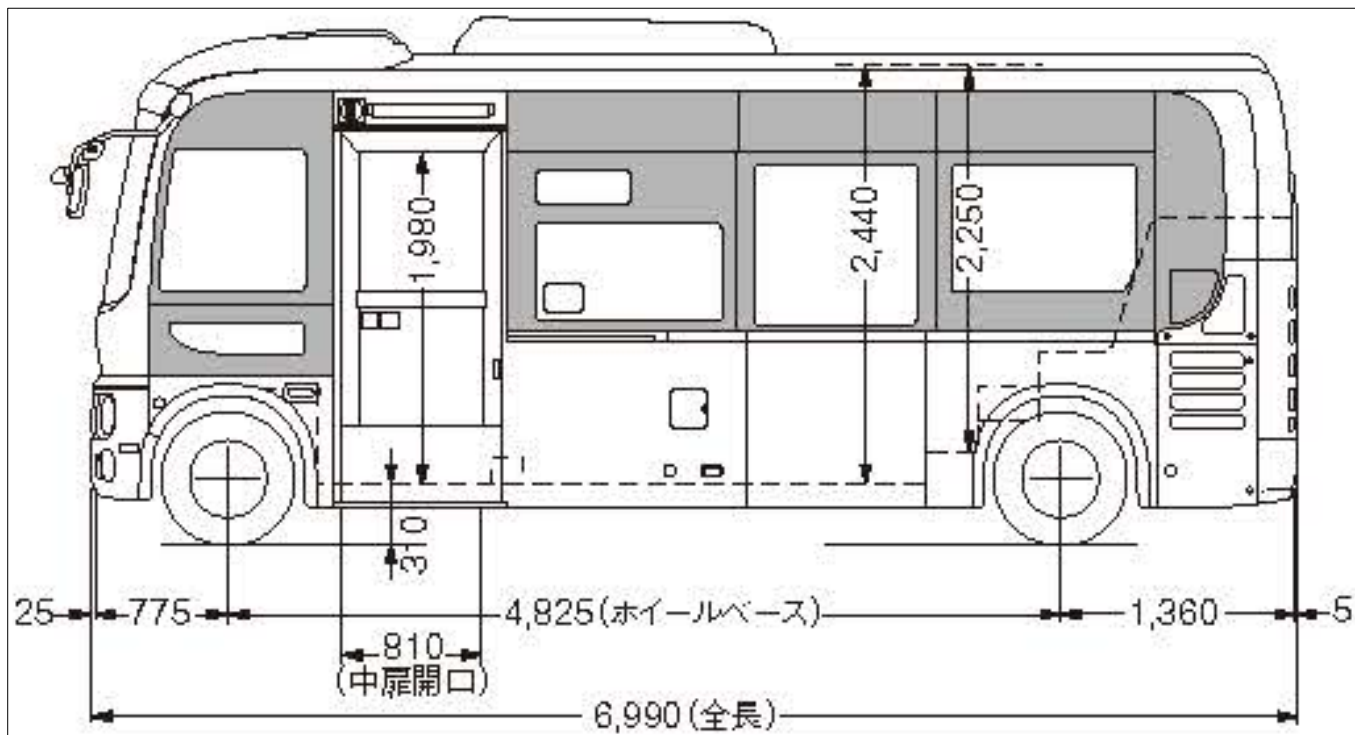
とうやクリーナップセンター 工事概要

とうやクリーナップセンター (令和2～3年度工事概要)	令和2年度	令和3年度
【機械電気設備】 汚泥処理設備 ①汚泥脱水機 ②汚泥供給ポンプ ③ケーキ貯留コンテナ 運転操作設備 ④コントロールセンタ ⑤補助継電器盤 監視制御設備 ⑥帳票装置機能増設	機器設計 機器製作 機器製作	製作・据付・試験調整 製作・据付・試験調整 製作・据付・試験調整 製作・据付・試験調整 製作・据付・試験調整 製作・据付・試験調整



財産の取得について

1. 取得物品 小型ノンステップバス
2. 車 種 日野ポンチョ ロング 1 ドアタイプ
(寒冷地郊外型仕様)
3. 車 輛 概 要 小型車：全長 6,990mm
定 員：座席 17 名+立席 14 名+乗務員 1 名
標準仕様：国土交通省ノンステップ認定車輛
車いすスペース及び固定装置標準装備
トランスミッション：5 速 A T
使用燃料：軽油（平成 28 年 排出ガス規制適合車）
4. 主 な 仕 様 前面／側面／後面 L E D 行先表示器一式
ワンマンバス用放送装置（オートガイドシステム）
乗客降者合図装置／つり革
簡易型運賃箱
デジタル運行記録計
車外照射灯（扉上部）／路肩灯／バスジャック警告灯
ドライブレコーダー
営業車輛登録
単色 1 色（車輛ラッピングは除く） 等
5. 納 車 期 限 令和 2 年 1 2 月 1 0 日
6. 財 源 措 置 令和 2 年度アイヌ政策推進交付金 （80%）
1 6 , 2 9 6 千円
合併特例債（充当率 95%）
3 , 8 0 0 千円



ラッピング前（下地色は水色を予定）



ラッピング後（イメージ）※他市町のバス



【車内】



はね上げシート



車いす固定装置



ベビーカー乗車スペース

財産の取得について

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 取得物品 | 除雪ドーザ8 t級車輪式
(マルチプラウ・簡易着脱装置付) |
| 2. 車輛概要 | |
| 【車 体】 | (機 関) 形式 水冷、ディーゼル機関
最高出力 73.1kw 以上
(駆動方式) 形式 総輪駆動式
(タ イ ヤ) スノータイヤ |
| 【除雪装置】
(プラウ) | (型 式) 油圧操作式汎用プラウ形
(構 造) ストレート形、鋼板円すい曲面構造または
鋼板円筒曲面構造、平形刃先 |
| 【仕 様】 | 前面熱線入り合わせガラス、側面、後面熱線入り強化ガラス、走行振動安定装置、スノーバケット
運行記録計、タイヤチェーン、バックカメラ
リアフェンダー、リミテッドスリップデフ
エアサスペンションシート、バックブザー
後部標識版(除雪車)、非常用信号具、アンダーミラー
標準附属工具、取扱説明書、部品表、履歴簿 |
| 【照明装置類】 | 前部霧灯又は前方作業灯(LED交換)
後方作業灯、散光式黄色灯 |
| 3. 納車期限 | 令和2年12月25日 |
| 4. 財源措置 | 社会資本整備総合交付金(雪寒機械増強事業)
5,898,000円
雪寒機械整備事業債(過疎債)
7,460,000円 |

除雪ドーザ8t級（参考図）

単位:mm

